

津野町地方創生移住支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、津野町補助金等交付規則（平成17年津野町規則第36号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、津野町地方創生移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 津野町は、高知県地方創生移住支援事業を推進するため、高知県地方創生移住支援事業等実施要領（平成31年4月1日施行）に基づき、第3条に該当する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者、補助額）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助額は、別表第1のとおり各号に該当するものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、別記様式1による移住支援金交付申請書に加え、別表第2の各号に該当する書類、本人確認書類、別表第1の（2）①の要件をみたし、かつ、②、③、④又は⑤の要件に該当し、世帯の申請をするにあたっては⑥の要件を満たすことを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、別記様式2により申請者に通知するものとする（ただし、申請者が、暴力団員等（津野町暴力団排除条例（平成23年津野町条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する暴力団員等をいう。）であると認められるときを除く。）。

（補助金の交付の決定の取消し）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「受給者」という。）が、別表第1の（2）の各要件のいずれかに該当しない事項が認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、高知県及び町長が認めた場合は、この限りではない。

（補助金の返還請求）

第7条 町長は、受給者が前条に該当した場合又は次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、第1号（イ）又は第2号の場合であつ

て、津野町に1年以上居住し、転出先が高知県内の市町村である場合は、転出前に別記様式3により転出届を提出することにより、補助金の全額又は半額の返還を免除することができる。なお、転出後、さらに高知県内の別の市町村に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した津野町から転出した場合

(ウ) (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 高知県が発行する起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した津野町から転出した場合

2 前項ただし書の規定に基づき、転出届を提出した受給者は、移住支援金の申請日から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、補助金を受給した町長に、別記様式4により現況届を提出しなければならない。ただし、受給者が3月1日から3月31日の間に転出した場合は、当該年度の現況届の提出は省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、受給者の就業先が行う一定期間の研修等で他の市区町村に転出する場合には、交付決定の取り消しを行う必要はないものとする。この場合、受給者は、別記様式5により、就業先が発行する証明書を提出しなければならない。

(受給者の協力)

第8条 申請者は、高知県又は津野町(第7条ただし書に該当して高知県内に転出した場合は、居住している市町村)から、受給者の就業及び居住等の実態について報告又は立入調査を求められた場合は、協力しなければならない。また、受給者が報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、第7条に規定する補助金の返還請求を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 第2条で定める高知県地方創生移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、受給者の個人情報(住所、世帯情報、就業先情報、補助金返還情報等)について、高知県、高知県内の市町村、他の道府県(市区町村を含む)及び国に提供し、又は確認することができる。

(情報の開示)

第10条 前条の情報に関して、津野町情報公開条例(平成17年津野町条例第11号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条から第 10 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 1 6 日から施行し、令和 2 年 3 月 1 6 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱別表（2）①（ア）の規定は、令和 2 年 3 月 1 6 日以降の転入者について適用し、適用日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 1 日から施行し、令和 3 年 3 月 1 0 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱別表（2）①（ア）c の規定は、令和 3 年 3 月 1 0 日以降の転入者について適用し、転入日以前の転入者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱別表（2）②（イ）及び別表（2）③の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降の転入者から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 0 月 4 日から施行し、令和 3 年 3 月 1 0 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 月 2 6 日から施行し、令和 3 年 3 月 1 0 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱別表（2）①（ア）c の規定は、令和 3 年 3 月 1 0 日以降の転入者について適用し、転入日以前の転入者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱別表（2）②（イ）及び別表（2）③の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降の転入者から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱別表 1（1）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、適用日前

の転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱別表1（1）及び（2）の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、適用日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱別表1（2）の規定は、令和5年4月1日以降の転入者について適用し、適用日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱別表1（2）の規定は、令和7年4月1日以降の転入者について適用し、適用日前の転入者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

（1）移住支援金の支給

- ・移住支援金の金額は2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を上限として加算する。
- ・ただし、同一世帯に属する者が同一の市町村に対して、移住支援金を複数回申請することは認めない。

（2）要件

次の①の要件を満たし、かつ②、③又は④の要件に該当し、世帯の申請をするにあたっては⑤の要件を満たす申請者を対象とする。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア） 移住元に関する要件

次のa及びbに掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京都の特別区（以下「東京23区」という。）に在住、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- c a及びbにおいては、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象時とすることができる。

（イ） 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 東京圏以外の道府県又は東京圏内の条件不利地域に転入したこと。
- b デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、高知県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 津野町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団（津野町暴力団排除条例（平成23年津野町条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団をいう）等の反社会的勢力又は暴力団員等（同条例第2号に規定する暴力団員等をいう。）又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他申請者の居住する都道府県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- d 移住前の居住地の市町村税、津野町税等及び高知県税の滞納がないこと。
- e 津野町U I ターン引越し支援事業費補助金、又は津野町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けた者、又は当該者と同一の世帯に属する者。

② 就職に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 就業先が、都道府県が移住支援金（内閣府所管の地域再生計画及びデジタル田園都市国家構想交付金の事業に基づくものに限る。）の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている人への就業でないこと。
- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- e 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- f 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチングを利用して就業した者は、次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京県内の条件不利地域に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の固有であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

③テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 所属先企業等からの命令ではなく、事故の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- b デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 本町への移住前において、TSUNO 応援団の会員であり、移住後 5 年以上居住の意思がある者。
- (イ) 本町への移住後において、次に掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。
ただし、地域おこし協力隊としての就業又は経営は、対象外とする。
 - a 本町において、自ら農林水産業を営んでいること。
 - b 本町の事業所に就業し、従事していること。ただし、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であるものに限る。

⑤ 起業に関する要件

一年以内に高知県が発行する起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

- ・ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ・ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ・ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、高知県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- ・ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。
- ・ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は暴力団員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※（２）①（ア）の条件不利地域の具体的な市町村は以下のとおり（令和 7 年 4 月 1 日時点）

【東京都】：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町

【千葉県】：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、
九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、
長柄町

【神奈川県】：山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町、湯河原町

別表第2（第4条関係）

（1）提出必須書類

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・津野町地方創生移住支援事業補助金交付申請書（様式1）
- ・移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式1別紙1）
- ・津野町地方創生移住支援事業に係る個人情報の取り扱い（様式1別紙2）
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- ・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- ・高知県税の滞納がないことを証する書類
- ・移住前居住地の市町村税の滞納がないことを証する書類
- ・町税等納付状況調査同意書

（2）東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（3）東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ・個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

（4）東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- ・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

（5）世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- ・世帯全員の住民票の写し

（6a）移住支援金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類

- ・就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

(6 b) 移住支援金 (テレワークの場合) 申請者のみが必要な書類

- ・ 所属先企業等の就業証明書 (自己の意思等を確認できる書類)

(6 c) 移住支援金 (関係人口の場合) 申請者のみが必要な書類

- ・ 自ら農林水産業を営んでいることが確認できる書類 (開業届、出荷証明書、販売伝票等)
- ・ 就業先企業等の就業証明書 (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

(6 d) 移住支援金 (起業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類

- ・ 高知県が発行する起業支援金の交付決定通知書